

令和3年度国民健康保険税 納税通知書を7月中旬に発送します

第1期分の納期限は、8月2日(月)です。

口座振替の人は、引き落とし日が8月2日(月)ですので、資金不足にならないよう預金残高を確認してください。

問合せ＝保険年金課 保険税係(内線321・329)

国民年金保険料免除制度 申請はお早めに！

一 令和3年度の免除申請は

7月から受付が始まります！

国民年金には、経済的な理由等で保険料(令和3年度の保険料額:16,610円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

※免除には令和2年中の所得の審査があります。

免除の種類＝

- ①全額免除:保険料の全額を免除
- ②一部免除:保険料の一部を納め、残りの保険料を免除(3/4納付・半額納付・1/4納付)
- ③納付猶予:50歳未満の人

承認期間＝7月から翌年6月まで

申請方法＝退職者の場合は離職票を持って、奈良年金事務所か市保険年金課国民年金係窓口(104番窓口)へ審査の後、結果(承認・却下)を2ヵ月後ぐらいに日本年金機構より郵送でお知らせします

※前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請を申し出ている人は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか審査しますので申請は不要です。

※一部免除の承認を受けた場合、承認後に改めて一部納付の納付書が送付されます。一部納付の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間になりますので、ご注意ください。

◆申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請することができます。

7月時点で令和元年6月以降に未納期間がある場合は、一度窓口で相談してください。

なお、離職票等の添付書類が必要になることもありますので詳細は問い合わせてください。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)、
保険年金課 国民年金係(内線325・326)

くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



令和2年度の
消費生活相談を
振り返って

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

令和2年4月から令和3年3月までの1年間を振り返り、多く寄せられた相談や特徴的な出来事を紹介します。

*1年間に寄せられた相談は711件でした。前年度の680件に比べ少し増えました。

*年代別では60歳以上の相談が全体の40%になります。保険金申請代行業者が訪れ「保険を使って住宅の修理をしないかと勧誘された」との声を多く聞きました。保険金の請求は自身で行うことができます。まず保険会社や代理店に相談しましょう。

*化粧品や健康食品などの定期購入に関する相談も前年度と変わらず幅広い年代で寄せられました。通信販売はクーリング・オフができません。申し込む前には利用規約や返品特約を必ず確認するようにしましょう。

*特徴的な出来事としては新型コロナウイルス関連の相談が挙げられます。

①最も多かったのはマスクに関する相談です。なかでも「注文した覚えのないマスクが届いた」との声をよく聞きました。これはネガティブオプション(送りつけ商法)と呼ばれ、商品が届いた日から14日間保管しておき、その間、事業者から引き取りがない場合は商品を自由に処分することができます。

②次に多かったのはネット通販関連の相談です。「定期購入の解約をしたいが事業者と連絡がとれない」と言った声が多く寄せられました。事業者が問い合わせ窓口を縮小や休止したため混乱が生じたものと思われます。メールで伝えてみるか、手紙で申し出るようにアドバイスしました。

～新型コロナワクチン詐欺にあわないために～
ワクチン接種は無料です。お金を払って優先的に接種できることはありません。電話やメールで個人情報を知られることもありません。ご注意を!!